

芦屋市省エネ家電製品購入促進事業

補助金について

❗ 対象となる省エネ家電製品を購入した世帯等を対象に、補助金を交付します ❗

☆ 詳しくは 芦屋市のホームページをご確認ください ☆

受付期間

令和6年6月3日(月)～

令和7年3月14日(金)

※郵送受付分は当日消印有効

※インターネット申請は3月14日(金)

23時59分まで受付

申請先



QRコードもしくはURLに
アクセスして申請してください

※令和6年6月3日(月)午前9時より提出できます

(URL)

<https://logoform.jp/form/pfd9/582916>

申請の主な条件

◇ 期間

令和6年3月15日(金)～令和7年3月14日(金)までの間に、**兵庫県内の店舗**で省エネ家電製品を新品(未使用品)で合計5万円(税抜)以上購入し、**設置が完了している方**

【注】インターネットで購入した場合は対象外です。

◇ 補助金額

対象の省エネ家電製品の購入金額(税抜)が、

合計10万円以上…20,000円 合計5万円以上10万円未満…10,000円

※ 合計5万円(税抜)に満たない場合は対象外となります。

※ 商品代金から割引(クーポン割引)や販売店ポイント等を使用した場合は、割引後の支払額が補助対象となります。

※ 購入金額には、設置、処分等の工事費を含み、消費税は含みません。

※ 受付期間内であっても申込みがおおむね500件に達した時点で終了となります。

◇ 補助金の交付申請は、同一の年度中1世帯(法人)あたり1回限り

※ 本人、同じ住所の者、同じ法人が重複して申請できません。

(昨年度等に申請された方は、今年度も申請は可能)

◇ 「エアコン」、「照明器具」については、芦屋市ネット・ゼロ・エネルギーハウス普及促進補助金交付申請との併用はできません。

◇ 「冷蔵庫」については、公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する令和6年度省エネ買い替え促進事業の交付申請との併用はできません。

◇ 補助金申込日において、

個人：芦屋市内に住民登録がある(住民票がある)方

法人：芦屋市内に所在する中小企業者もしくは個人事業主(フリーランスを含む)

◇ 芦屋市税の滞納がないこと



対象家電製品



(1) エアコン

統一省エネラベル3つ星以上

(2) 照明器具

統一省エネラベル3つ星以上

(3) テレビ

統一省エネラベル3つ星以上

(4) 冷蔵庫(冷凍庫含む)

統一省エネラベル3つ星以上



【注】多段階評価点(星の数)は購入店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。

【注】サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にて、多段階評価点の有無をご確認ください。

【統一省エネラベル(例)】



【省エネ型製品情報サイト】

<https://seihinjyoho.go.jp>



【芦屋市役所ホームページ】



提出書類

(1) 芦屋市省エネ家電製品購入促進事業補助金交付申請書

- ※ 電子申請の場合は、自動で入力されます。
- ※ 申請書は、芦屋市役所ホームページからもダウンロードできます。
- ※ 申請書は、「環境課窓口」や「ラポルテ市民サービスコーナー」にもあります。



(2) 領収書やレシート等の写し

- ※ 支払金額の明細が分かるもの。
- ※ 対象期間に**兵庫県内の店舗**で対象家電製品を購入したことが分かるもの。

(3) 製造事業者(メーカー)が発行する保証書の写し

- ※ 型番・製造番号が分かるもの。

☆ 店舗等が発行する保証書ではありません!! ご注意ください! ☆

(4) 購入した省エネ家電製品の多段階評価点(星の数)が確認できるもの (省エネ家電対象製品チェック表等、店舗での星の数の写真でも可)

(5) 住民票(個人のみ)

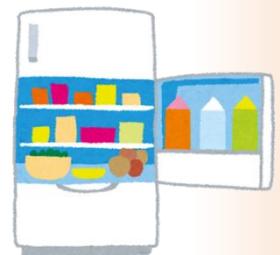
ただし、本市申請書の住民票の確認欄に承認いただいた場合は不要

(6) 市税納付状況等証明書

ただし、本市申請書の市税納付状況の確認欄に承認いただいた場合は不要

(7) 登記簿事項証明書の写し(法人のみ)

(8) アンケート



郵送申請での書類送付先

〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所市民生活部環境・経済室 環境課 保全係

問い合わせ先

芦屋市役所
市民生活部環境・経済室 環境課 保全係
TEL(0797)38-2051 FAX(0797)38-2162